

(表)

法人用（施行規則第7条第3項第2号ウ）

誓 約 書

当法人は、茨城県特定金属類取扱業に関する条例第4条第1号、第3号から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 古物営業法、質屋営業法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこの条例の規定に違反し、又は刑法第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 古物営業法第24条第1項の規定により同法第2条第2項に規定する古物営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しに係る同法第25条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 4 古物営業法第24条第1項の規定による古物営業の許可の取消しに係る聴聞の公示日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同法第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの（当該返納をした者が法人であるときは、当該取消しに係る聴聞の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該返納の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 5 質屋営業法第25条第1項の規定により同法第1条第1項に規定する質屋営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しに係る同法第26条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）

(裏)

- 6 質屋営業法第25条第1項の規定による質屋営業の許可の取消しに係る聴聞の公示日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同法第9条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その質屋営業の廃業について相当の理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの（当該返納をした者が法人であるときは、当該取消しに係る聴聞の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該返納の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 第22条の規定により特定金属類取扱業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しに係る第23条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 8 第22条の規定による特定金属類取扱業の許可の取消しに係る聴聞の公示日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第9条第1項第5号の規定による特定金属類取扱業の廃止の届出をした者（その特定金属類取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの（当該届出に係る特定金属類取扱業者が法人であるときは、当該取消しに係る聴聞の公示日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 9 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第1号から第11号までのいずれかに該当する者があるもの
- 10 暴力団員等がその事業活動を支配する者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

茨城県公安委員会 殿